

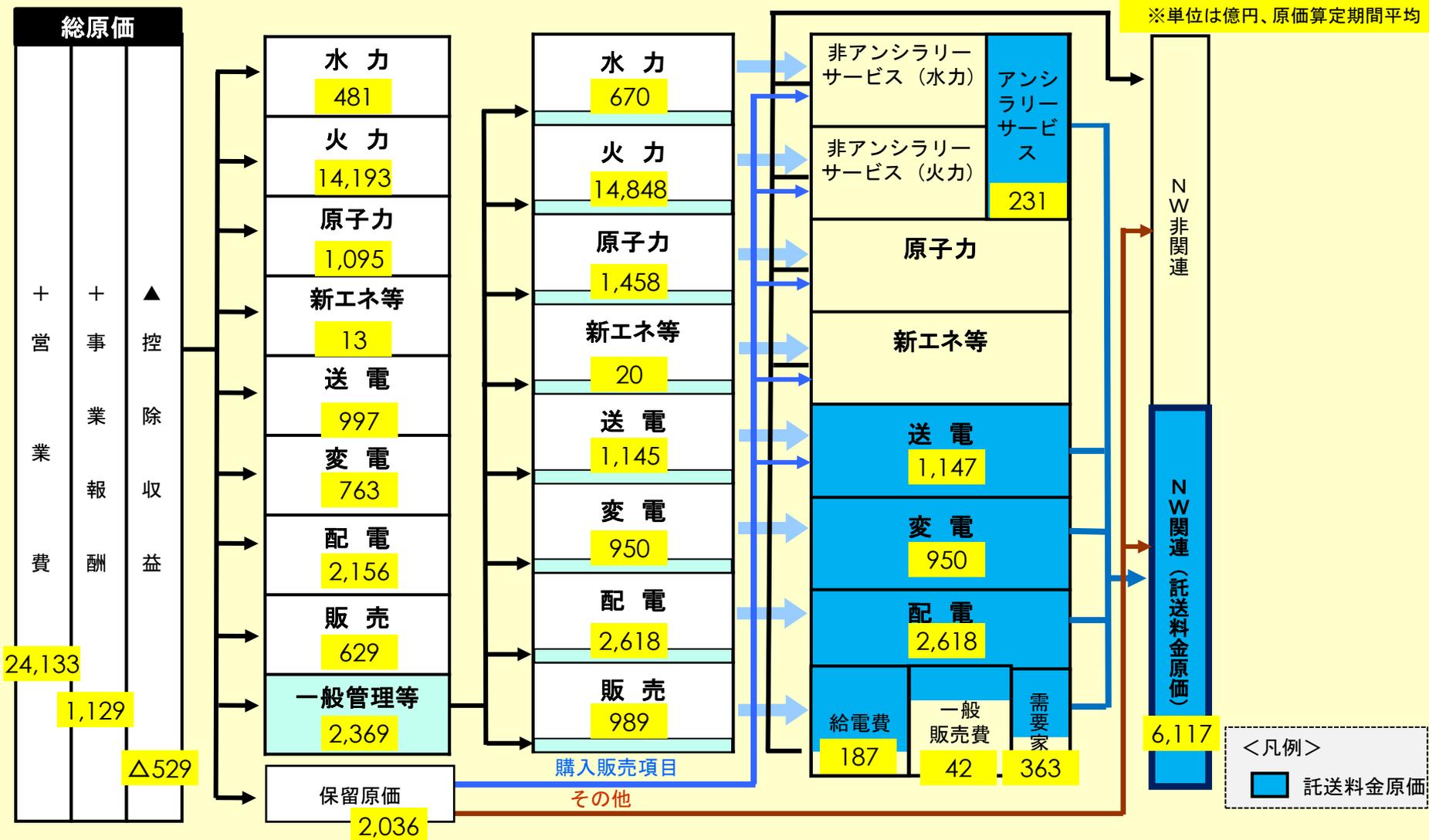
費用の配賦・レートメークについて

平成27年11月
中部電力株式会社

1. 費用の配賦 (個別原価計算)

1-1. 託送料金原価の特定

- 以下のフローに沿って、総原価から託送料金原価を特定しました。



<参考>各需要種別への原価配分

- 各需要種別への原価配分については、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて配分しました。

固定費（販売電力量にかかわらず必要な費用）	
2:1:1比で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分（アンシラリーサービス費、送電費、受電用変電サービス費など）
（配分比率）	特別高圧：25.4% 高圧：37.9% 低圧：36.7%
2:1比で配分	高圧・低圧へ配分（配電用変電サービス費、高圧配電費）
（配分比率）	高圧：35.1% 低圧：64.9%
低圧に直接整理	低圧のみへ配分（低圧配電費）
可変費（販売電力量によって変動する費用）	
発受電量比で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分（低圧配電費以外）
（配分比率）	特別高圧：30.4% 高圧：36.7% 低圧：32.9%
（配分比率）	高圧：52.8% 低圧：47.2%
低圧に直接整理	低圧のみへ配分（低圧配電費）
需要家費	
口数比等で配分	特別高圧・高圧・低圧へ配分
（配分比率）	特別高圧：0.0% 高圧：1.1% 低圧：98.9%

● $2:1:1$ 配分比率(%) = (最大電力ウェイト×2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 発受電量ウェイト×1) / 4

● $2:1$ 配分比率(%) = (延べ契約電力ウェイト×2 + 発受電量ウェイト×1) / 3

2. レートメイク

2-1. 料金設定の概要

- 託送料金は、省令にもとづき、次のとおり設定しました。
 - ✓ 料金の種類: 送配電設備の利用形態の差異を踏まえてメニューを設定
 - ✓ 料金制: 基本料金と電力量料金で構成される二部料金制、従量料金制および定額料金制を設定
 - ✓ 料金単価: 送配電設備の利用形態の差異を踏まえるとともに、原価と収入が一致するように設定
- また、新規に設定する低圧託送供給料金メニューは、供給約款料金や現行の高圧・特別高圧の託送供給料金との整合を踏まえ、次のとおり設定しました。
 - ✓ 電灯／動力別に設定
 - ✓ 標準／時間帯別(夜間時間22時～8時)等に二部料金を設定
 - ✓ 小規模需要に対する定額料金を設定
 - ✓ 1年未満需要に対する臨時種別を設定
- スマートメーターの導入を踏まえ、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定しました。なお、契約主開閉器の容量に基づき契約容量または契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となります。

特別
高圧

二部料金
(標準/時間帯別/臨時)

従量
料金

予備送電サービス

高圧

二部料金
(標準/時間帯別/臨時)

従量
料金

予備送電サービス

低圧

電灯

二部料金
(標準/時間帯別)

従量
料金

二部料金
(臨時)

定額料金
(臨時)

定額料金

動力

二部料金
(標準/時間帯別)

従量
料金

二部料金
(臨時)

定額料金
(臨時)

5kW

3kVA

0.4kVA

7

2-2. メニュー別の料金算定フロー

● 個別原価計算の結果、電圧別に配分された原価に基づき、原価と収入が一致するよう、メニューごとの単価を設定しました。

原価区分	原価相当	料金区分	料金相当分	算定式
特別高圧原価	+	特別高圧分	基本料金相当分	\div 特別高圧料金適用電力 = <u>特高DC単価</u>
			電力量料金相当分	\div 特別高圧料金適用電力量 = <u>特高EC単価</u>
高圧原価	+	高圧分	基本料金相当分	\div 高圧料金適用電力 = <u>高圧DC単価</u>
			電力量料金相当分	\div 高圧料金適用電力量 = <u>高圧EC単価</u>
低圧原価	+	電灯分	定額相当分	電灯託送平均単価 \times 稼働時間数 = <u>電灯定額単価</u>
			基本料金相当分	\div 電灯料金適用電力 = <u>電灯DC単価</u>
	動力分	定額相当分	動力託送平均単価 \times 稼働時間数 \times 臨時評価 = <u>動力臨時定額単価</u>	
		基本料金相当分	\div 動力料金適用電力 = <u>動力DC単価</u>	
		電力量料金相当分	\div 動力料金適用電力量 = <u>動力EC単価</u>	

近接性評価割引による減収分を加味

注) DC=基本料金 EC=電力量料金

2-3. 基本料金単価の算定方法

- 基本料金単価は、託送料金原価のうち基本料金でご負担いただく分を託送料金適用電力で除して算定しました。

託送 料金 原価	=	基本 料金 相当分	÷	電力量 料金 相当分	=	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;">基本料金単価</div> <div style="margin-right: 10px;">=</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">基本料金でご負担いただく託送料金原価</div> <div style="margin-left: 10px;">÷</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">託送料金適用電力</div> </div>
----------------	---	-----------------	---	------------------	---	--

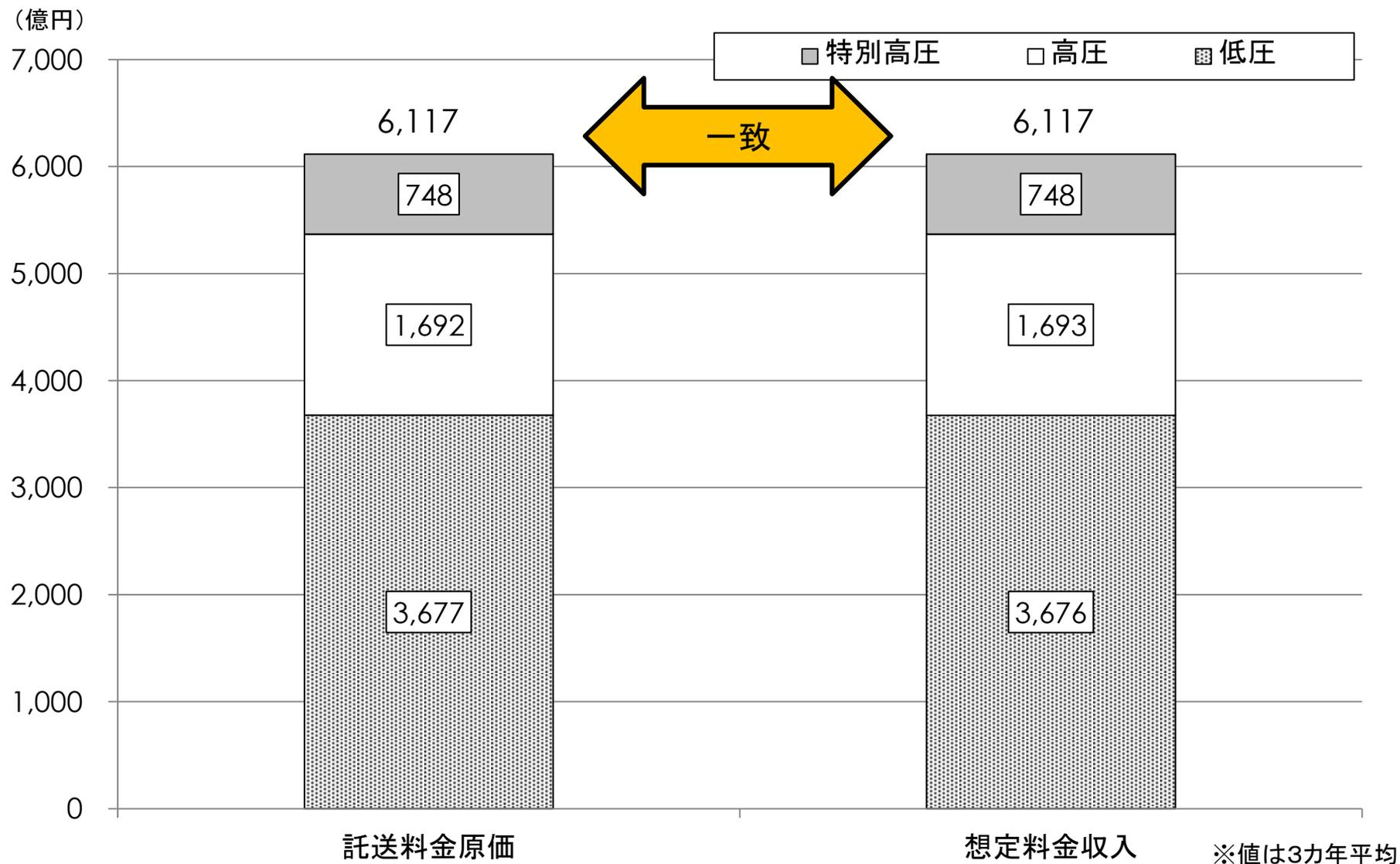
指摘事項4

電力会社が発電事業者に一定水準以上の力率を求める一方で、託送料金に力率の割引が設定されていないことについての説明

- 当社は、系統全体の力率水準を一定以上に保つことで効率的に系統の安定を維持できるよう、系統を利用されるにあたっては、適正な力率を保持していただくことを供給条件として設定しました。
- 低圧につきましては、近年、高力率機器の普及等により料金評価を通じて適正な力率の保持を求めることの効果が小さくなっていることや、得られる効果に対し、お客さま・事業者双方の機器確認等に係る実務負担が大きいことから、今回の申請においては、低圧託送に力率割引割増制度を設定していません。（適正な力率を保持していただくことによる効果については、平均的な評価として基本料金単価に反映しています。）

2-5. 託送料金原価と想定料金収入

- 託送料金は、省令に基づき、託送料金原価と想定料金収入が一致するように設定しました。



◆低圧 接続送電サービス料金

(円)

			単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
				新単価	現行単価
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	36.71	—
		10Wをこえ20Wまで	1 灯	73.41	—
		20Wをこえ40Wまで	1 灯	146.82	—
		40Wをこえ60Wまで	1 灯	220.22	—
		60Wをこえ100Wまで	1 灯	367.04	—
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	367.04	—
	小型 機器 料金	50VAまで	1 機器	109.63	—
		50VAをこえ100VAまで	1 機器	219.26	—
		100VAをこえる100VAまでごとに	1 機器	219.26	—
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	194.40	—
		電流制限器等(60Aまで)・ 主開閉器(6kVA～)契約	10A・1kVA	124.20	—
		電流制限器等契約(5A)	—	62.10	—
		電流制限器等契約(15A)	—	186.30	—
	電力量料金	1 kWh	8.05	—	

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

◆低圧 接続送電サービス料金（続き）

(円)

			単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
				新単価	現行単価
電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	194.40	—
		電流制限器等(60Aまで)・ 主開閉器(6kVA~)契約	10A・1kVA	124.20	—
		電流制限器等契約(5A)	—	62.10	—
		電流制限器等契約(15A)	—	186.30	—
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	8.95	—
		夜間時間	1 kWh	6.99	—
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	11.23	—
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	496.80	—
		主開閉器契約	1 kW	372.60	—
	電力量料金		1 kWh	6.57	—
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	496.80	—
		主開閉器契約	1 kW	372.60	—
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	7.29	—
		夜間時間	1 kWh	5.71	—
動力従量接続送電サービス			1 kWh	14.71	—

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

◆ 低圧 臨時接続送電サービス料金

(円)

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日につき	3.25	—
	50VAをこえ100VAまで		6.50	—
	100VAをこえ500VAまでの 場合100VAまでごとに		6.50	—
	500VAをこえ1kVAまで		65.04	—
	1kVAをこえ3kVAまでの 場合1kVAまでごとに		65.04	—
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	10A・1kVA	電灯標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を10%割増したものの	—
	電力量料金	1 kWh		—
動力臨時定額接続送電サービス		1 kW/日	99.19	—
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を20%割増したものの	—
	電力量料金	1 kWh		

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

＜参考＞ 託送料金単価表

◆ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

(円)

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)		
			新単価	現行単価	
高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	388.80	383.40	
	電力量料金	1 kWh	2.54	2.54	
高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	388.80	383.40	
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	2.84	2.84
		夜間時間	1 kWh	2.02	2.02
高圧従量接続送電サービス		1 kWh	8.91	8.82	
ピークシフト割引(高圧)		1 kW	▲231.12	—	
特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	307.80	297.00	
	電力量料金	1 kWh	1.30	1.25	
特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	307.80	297.00	
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	1.40	1.36
		夜間時間	1 kWh	1.11	1.09
特別高圧従量接続送電サービス		1 kWh	6.34	6.12	
ピークシフト割引(特別高圧)		1 kW	▲183.60	—	

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金およびピークシフト割引は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

◆ 高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したもの	高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1 kWh		
特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したもの	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1 kWh		

◆ 高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

(円)

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
高圧	予備送電サービスA	1 kW	65.88	65.88
	予備送電サービスB	1 kW	109.08	109.08
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	46.44	46.44
	予備送電サービスB	1 kW	75.60	75.60

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金および予備送電サービス料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

<参考> 低圧小売料金における託送料金の水準

◆主な低圧小売契約メニューのお支払額と託送料金相当額（モデルケース試算）

小売契約メニュー	1ヶ月の使用量	電気料金お支払額	託送料金相当額
従量電灯B 30アンペア	300kWh	8,258円 (474円)	2,787円
従量電灯C 12キロボルトアンペア	1,000kWh	31,470円 (1,580円)	9,540円
3時間帯別電灯 10キロボルトアンペア 〔通電制御型蓄熱式機器 2キロボルトアンペア〕	760kWh 〔デイ 78kWh @ホーム 296kWh ナイト 386kWh〕	17,632円 (1,200円)	7,067円
低圧電力 8キロワット 力率：90%	530kWh	17,434円 (837円)	6,462円

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めており、口座振替割引（低圧電力は除く）を反映しています。

※電気料金お支払額のカッコ内は再生可能エネルギー発電促進賦課金の再掲です。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※3時間帯別電灯には、全電化住宅割引および通電制御型蓄熱式機器割引を反映しています。

※低圧電力の電気料金お支払額は、「その他季」の電力量料金単価で算定しております。